

鳥 労 発 基 0726 第 2 号
令 和 6 年 7 月 26 日

鳥取地方最低賃金審議会

会 長 佐 藤 匡 殿

鳥取労働局長 平川 雅浩

印

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械
器具製造業最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和6年7月19日付けをもって、申出代表者 電機連合鳥取地域協議会 議長
筧 憲之介 から、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、
別添（略）のとおり、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通
信機械器具製造業最低賃金（平成20年鳥取労働局最低賃金公示第2号）の改正決定に
関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴
会の意見を求める。